

神戸市総合教育会議の設置・運営に関する要綱

(設 置)

第1条 市長と教育委員会が、本市教育の課題やあるべき姿を共有し、相互に連携を図りながら効果的に教育行政を推進していくため、神戸市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会 議)

第3条 会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると考える場合は、市長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第4条 市長及び教育委員会は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であつて会議で非公開と決定したときは、この限りではない。

- (1) 神戸市情報公開条例第10条各号に該当する情報が含まれる事項について協議・調整を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められる場合
- (3) その他公益上必要があると認める場合

(議事録)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定により非公開と決定したときは、この限りではない。

(事務局)

第7条 会議の事務局を企画調整局企画調整課に置く。

(補 足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月16日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年4月20日から施行する。
- 4 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。